

今後の2011年内における吸入ホルモテロールに関するTUE申請について

世界ドーピング防止規程2011年禁止表国際基準では禁止されていたベータ2作用薬ホルモテロールは、このたび公表された世界ドーピング防止規程2012年禁止表国際基準(2012年1月1日発効)において、治療目的の吸入ホルモテロール(24時間で最大 $36\mu\text{g}$)に限り、禁止から除外されました。

今後の2011年内における治療目的の吸入ホルモテロールについて、当機構より世界ドーピング防止機構に問い合わせたところ

治療目的で使用する吸入ホルモテロール(24時間で最大 $36\mu\text{g}$)については 今後の2011年内(～12月31日)においてもTUE申請は不要である。

との見解が示されました。

ただし、ホルモテロールの吸入以外の使用や「24時間で最大 $36\mu\text{g}$ 」を超える吸入使用については禁止されており、治療目的で使用する場合にはTUE申請が必要となります。